

【県発注建設工事、資格停止の運用状況等について】

Q：今回の鋼製橋梁談合による橋梁工事業者への入札参加資格停止に伴い、県の橋梁工事の発注に影響は無いのか？

A：本県においては、今年度分の発注については、特に大規模かつ特殊な橋梁工事が無かったことから、基盤整備部等における今年度発注分については、特に問題なく発注できたと聞いている。

Q：入札参加資格停止等の運用状況において、資格停止措置後に不起訴処分のため資格停止を解除しているものがあるが、県における資格停止の措置基準について説明してほしい。

A：今回の場合は、逮捕された事実により資格停止をかけ、その後に不起訴になった事実が確認されたことから、それを解除したということであるが、逮捕又は公訴のどちらかの段階で資格停止をかけるように運用しており、この運用は全国的なモデルにならっている。

【抽出事案に関する質疑応答】

1 公共水質改善下水道事業工事（各務原市前渡西町地内）

Q：落札率が約9.5%であるのに対して、2番目以降の入札者の入札率が落札者と比較して高い傾向にあると思われるが、何か原因が考えられるのか？また、入札辞退者が1企業いるが、辞退理由は把握しているか？

A：落札率の差については分からぬが、辞退者については指名通知を出してから、別の現場で下請け企業が事故を起こしたことから、入札を辞退したと聞いている。

Q：一般競争入札で、落札率が9.4.76%というのは、一般的に高いと感じるが、全国的な落札率はもっと低いのではないか？

A：昨年度における岐阜県全体の一般及び指名競争入札全体を含めた平均落札率は約9.5%であったが、この落札率が全国的にどうかというと、毎年オンブズマンが1億円以上の工事について都道府県別の調査を実施し公表しているが、それでいくと岐阜県の場合は、都道府県では低い方から23番目となっていることから、この9.4.76%が高いか低いかと言われると判断はできない。

2 公共河川災害復旧事業工事（大垣市築捨町地内）

Q：災害復旧工事なので、人命に関わる場合など、状況によっては、応急に緊急工事を行ったりする場合もあると思うが、今回の工事は被災後からある程度月日が経った段階で発注しているが、急いで発注する必要はなかったのか？

A：当該箇所の被災は10月下旬であり、その時期以降は河川の出水期ではなくなることと、本工事が低水路護岸であることなどから、すぐに本堤防が決壊するなどの危険が少なく、応急工事などで早急に復旧工事を行う必要はないと判断した。

Q：一般的に業者側にとって、被災後の状況を見て、この復旧工事が間もなく発注されるだろうと予想はつくのか？

A：一般的に、現場を見れば、現状の構造物が傾いて、被災しており、復旧しなければならないと判断できることから、業者側としても災害復旧工事が出ることは予想できる。

3 公共河川災害復旧助成事業工事（高山市清見町三ツ谷・福寄地内）

Q：入札辞退者が多いが、何か原因が考えられるのか？

A：応札者においては、入札価格が予定価格を超える場合は、入札を辞退することになっていることから、辞退者の多くが見積もりを行った結果、予定価格を超えたため辞退したのではないかと考えている。

Q：本工事以外に同様の災害復旧工事が多く発注されていると思うが、何件ぐらい発注されたのか？

A：当事務所においては、同じ日の入札では、Aランク工事が22件程度、B及びCランク工事を含めると全体で30件程度あった。

4 県営農林地一体開発整備パイロット事業工事（郡上市高鷲町西洞地内）

Q：指名業者に鋼製橋梁談合で問題となった業者が入っているが、この入札の指名時には問題なかったのか？

A：指名選定は平成17年2月に行っており、そのときは資格停止の措置はなかったことから、今回の指名については問題ない。

Q：仮に、落札後や契約後に資格停止となった場合は、どのような対処となるのか？

A：一般的に、資格停止前に落札した工事については、そのまま施工させるようにしている。ちなみに鋼製橋梁談合で問題となった業者に対する県の資格停止は5月27日以降からであり、今回の指名競争入札は2月に行われたことから、今回の指名については特に問題はない。

5 公共交通安全施設等整備事業工事（美濃加茂市御門町地内）

Q：鋼製橋梁談合で問題となった業者が落札しているが、特に問題はないのか？

A：この業者は、6月15日に公正取引委員会からの刑事告発を受け、それに伴い県としても事務的な手続きを経て、6月25日から12ヶ月間の資格停止を行った。つまり、この業者が刑事告発されたのは6月15日であり、本工事の指名選定は4月に行われたことから、今回の指名においては問題はない。

6 多治見北高電気配線切替工事（多治見市上山町地内）

Q：落札率が約9.3%と電気工事にしては高いのでは？確かに昨年度における県全体の電気工事の平均落札率は約7.5%と聞いている。

A：平成16年4月から平成17年6月までの県全体の電気工事の発注状況で見ると、137件あり、平均落札率は81.5%となっていることから、この観点で見ると今回の落札率は高い傾向にあると判断される。

Q：工事の種類によって平均落札率に格差が出るのは、そもそも予定価格の設定に問題があるのでないかと考えるがどうか？特に電気工事は、各工事によって落札率に格差が出ていると感じるがどうか？

A：単価設定については、月ごとの市場単価や物価調査に基づき設定している。電気工事については、一般的な土木工事に比べて、単価設定を見積もりに頼る部分が多いことなどから、各工事の落札率に格差が出るのではないかと考えるが、県においては予定価格の設定については適正に行っている。

7 県営ふるさと農道緊急整備事業工事（岐阜市三輪地内）

Q：落札率が低く、各業者の入札率にバラツキがあるが、こういう場合は予定価格の設定において、積算内訳を確認する必要があると思う。一般管理費等をカットし、安全管理等を犠牲にした結果、交通渋滞を招くなどのケースもあると思われるので、もっと多角的に分析する必要があると考えるが？

A：県では低入札価格調査制度を設けており、ある一定の基準価格以下の入札者に対しては、仕様書通りに施工できるかなどの調査を行った上で、契約するようにしている。

また、この低入札価格調査基準価格については、本年9月1日以降からは、従来までの予定価格の1／2を、2／3から8．5／10までの範囲に見直したことに伴い、調査対象工事が増えている状況にあり、また、このような低入札価格の工事については、監督を強化するなどの対応を行っている。